

序 章

Introduction

1. 都市景観について

(1) 都市景観の動向

これまでのわが国のまちづくりは、経済性、効率性や機能性が重視されるなか、戦後急速な都市化が進展してきた一方で、都市の特徴をあらわす自然や歴史などの資源が失われるなど、必ずしも都市の美しさに対する配慮が十分とはいえませんでした。

しかし近年では、心の豊かさや精神的なゆとりが再認識され、都市景観についても、一層うるおいやゆとりが求められるようになっていきます。

こうした背景の中、国土交通省では、平成 15 年7月に「美しい国づくり政策大綱」を公表するとともに、平成 16 年6月に「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力ある地域社会の実現」を目的として掲げる「景観法」を制定しました。

(2) 都市景観の定義

景観という言葉は、やや難しく聞こえますが、一般には、私たちが風景や景色と呼んでいるものと、ほぼ同じように使われています。しかし、広い意味では、目に見える姿だけではなく、鳥のさえずりや花の香りなど、音や匂いも含めて一体的な環境として捉えることもあります。

このように、言葉としての景観は、広い概念で用いられますが、本計画では、自然景観、歴史文化景観、市街地景観、暮らしの景観を「都市景観」とします。

(3) 都市景観の構成要素

本計画では、都市景観を構成する要素を次のように整理します。

① 自然景観

地形や自然のままの山や川、人の手によって生み出された水路、池沼、樹林地、農地や里やま(*)などをいいます。

② 歴史文化景観

古墳、社寺、歴史ある街並みや街道などの有形の歴史文化がつくる景観をいいます。

③ 市街地景観

住宅や商業施設、業務施設、工場、公園や道路、鉄道、それ以外の公共公益施設(*)などによって形成された街並みをいいます。

④ 暮らしの景観

人々の暮らしが見せる様々な活動の様子、祭りなどの今に受け継ぐ多くの伝統行事などの無形の歴史文化、人々に共有され心に懐かしく浮かんでくる心象風景などをいいます。

(4) 都市景観形成

美しい都市景観は一朝一夕にできるものではなく、長い年月と地道な努力の積み重ねによってつくられるものです。そこで、大切なのが私たちの都市景観形成に対する意識と取り組みです。私たち一人ひとりが高い意識を持ち、取り組みを進めることにより、まちに愛着と誇りが生まれ、まちの魅力が高まるとともに、暮らしている人々や訪れた人々の心が豊かになるものと考えます。

都市景観は共有の財産であるとの認識のもと、市民・事業者・行政が協力しあうことで、美しい都市景観を守り、直し、創り、育て、次代へと継承していくことが大切です。

●都市景観の捉え方

都市景観は、次のような様々な条件により変化するものです。また、私たち一人ひとりの捉え方によっても変化するものです。

・位置や距離

近くで目にする建物の形態意匠^(*)、少し離れたところから見る高層ビル群や街並み、ビルの屋上などから遠望できる山並みなど、都市景観は、見る位置や距離などの違いによって様々な姿を見せてくれます。

・季節

花の咲く春、青葉繁る夏、紅葉に彩られた秋、冬枯れの梢など、季節によって木々やみどりの表情が変わります。また、冬は空気が澄んで遠くまで見通すことができるなど、季節の違いによっても都市景観は大きく変わります。

・時間

早朝の小鳥がさえずるまちの静けさ、夕暮れ時の忙^{まわ}しないまちの喧騒、夜の帳に家々の暖かな灯りが漏れるまちなど、時間の経過による明るさや音などによっても都市景観は変化します。

・天候

雪で覆われた白一色の街並み、雨に煙る並木道など、天候も都市景観に大きな影響を与えています。

2. 都市景観形成基本計画について

(1) さいたま市都市景観形成基本計画策定の背景

本市の都市景観形成の取り組みは合併以前から行われてきました。

平成7年度に旧浦和市、平成9年度に旧与野市、平成10年度に旧大宮市、平成13年度に旧岩槻市がそれぞれ都市景観形成の基本計画を策定しました。そして、旧浦和市では「公共施設デザインマニュアル」や「歩行系公共サインマニュアル」、旧岩槻市では「市役所周辺景観デザイン計画」を策定するなど、都市景観形成の指針となる計画を策定し、さらに、旧大宮市では「景観形成重点地区」として「北部拠点宮原地区」を指定し、先導的な都市景観形成を行うとともに、「大宮市風景百選」を選定し、広く景観資源の周知を行ってきました。

今後もこうした取り組みを継承するとともに、さいたま市として新たな都市の個性を生み出していく取り組みが求められています。

(2) 計画の目的

本計画では、良好な都市景観の形成を図るため、

- ① 理念と目標
- ② 方針
- ③ 推進方策

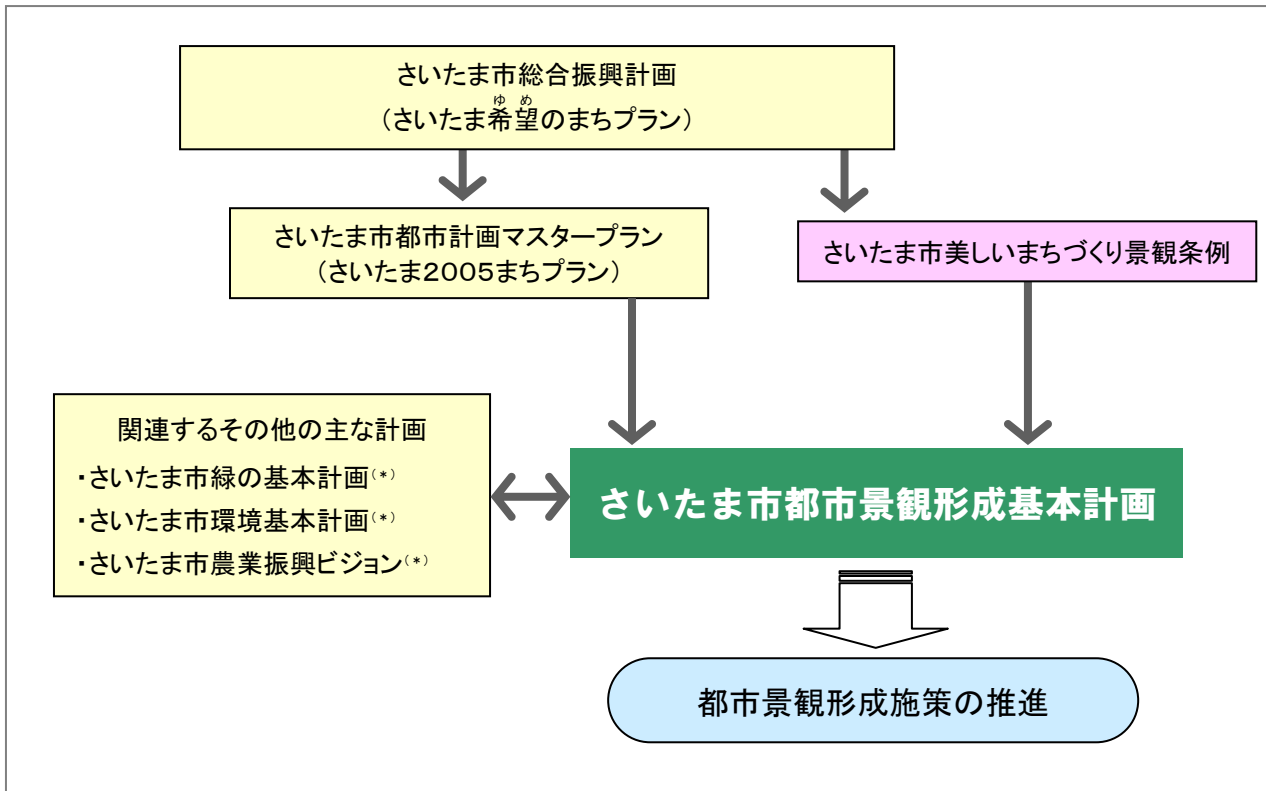
を提示し、市民、事業者、行政の共通の指針とすることを目的とします。

また、都市景観形成に向けた取り組みは多岐にわたることから、国・県をはじめ、本市各部局の横断的な連携(*)を図るとともに、市民や事業者のみなさんの理解や協力が必要となります。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「さいたま市総合振興計画(*)」と「さいたま市都市計画マスタープラン(*)」を支える部門別の計画のひとつで、「さいたま市美しいまちづくり景観条例(*)」に基づいて策定する、本市の都市景観形成を総合的かつ計画的に推進していく上で基本となる計画です。

今後、上位計画の変更や社会情勢の変化に対応して必要に応じて見直しを行います。



(4) 計画の特徴と構成

本計画は、一体的な都市景観形成を「全体ビジョン」、区ごとの特性を生かした景観づくりを「区別ビジョン」にまとめています。

本計画の特徴の一つは、市民にとって身近な区別ビジョンにも、区ごとの景観づくりのテーマを設定し、方針を定め、わかりやすい計画となるよう配慮しました。

策定にあたってはパブリックコメントや区民意見交換会などを通じて市民参加を積極的に図り、市民・事業者・行政が本計画を共通の指針として都市景観の形成に取り組んでいけるよう留意しました。

